

(別紙)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）		改正前（旧）	
食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）		食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）	
(略)		(略)	
別紙1		別紙1	
簡略名一覧表		簡略名一覧表	
物質名	簡略名	物質名	簡略名
(略)	(略)	(略)	(略)
酢酸ナトリウム	酢酸Na	酢酸ナトリウム	酢酸Na
サッカリンカルシウム	サッカリンCa		
サッカリンナトリウム	サッカリンNa	サッカリンナトリウム	サッカリンNa
(略)	(略)	(略)	(略)
二酸化ケイ素	酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、 <u>酸化ケイ素のほか、「微粒二酸化ケイ素」</u> 、「 <u>微粒酸化ケイ素</u> 」，「 <u>微粒シリカゲル</u> 」という簡略名を用いることができる。）	二酸化ケイ素	酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、 <u>「微粒二酸化ケイ素」と表示するほか</u> ，「 <u>微粒酸化ケイ素</u> 」，「 <u>微粒シリカゲル</u> 」という簡略名を用いることができる。）
(略)	(略)	(略)	(略)
別紙2（略）		別紙2（略）	
別紙3		別紙3	
規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示		規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示	
1	甘味料，人工甘味料又は合成甘味料	1	甘味料，人工甘味料又は合成甘味料
	(略) サッカリン サッカリンカルシウム サッカリンナトリウム (略)		(略) サッカリン サッカリンナトリウム (略)
2～8（略）		2～8（略）	
別紙4		別紙4	

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1～6 (略)

7 香料

(1)～(2) (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

(略)

アニスアルデヒド

(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物

アミルアルコール

(略)

2-エチル-5-メチルピラジン

2-エチル-6-メチルピラジン

5-エチル-2-メチルピリジン

(略)

テルペン系炭化水素類

トリメチルアミン

2, 3, 5-トリメチルピラジン

(略)

2-メチルブチルアルデヒド

t r a n s - 2 -メチル-2-ブテナール

3-メチル-2-ブテナール

(略)

8～14 (略)

別紙5 (略)

別添1～3 [略]

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1～6 (略)

7 香料

(1)～(2) (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

(略)

アニスアルデヒド

アミルアルコール

(略)

2-エチル-5-メチルピラジン

5-エチル-2-メチルピリジン

(略)

テルペン系炭化水素類

2, 3, 5-トリメチルピラジン

(略)

2-メチルブチルアルデヒド

3-メチル-2-ブテナール

(略)

8～14 (略)

別紙5 (略)

別添1～3 [略]